

都道府県知事
地方厚生（支）局長 } 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年6月1日以降（1の（2）注2に係る部分、（3）及び（4）並びに2の（1）注に係る部分、（2）及び（5）に係る改正については本年10月1日以降）の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

（1）初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1, 950円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
2, 230円

（2）施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1, 610円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1, 770円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 訪問施術料

訪問施術料1

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 3,910円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 4,070円

訪問施術料2

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2,760円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2,920円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 2,070円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 2,230円

（10人以上の場合）

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合
1回につき 1,760円
- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合
1回につき 1,920円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 往療料

1回につき 2,300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所1回につき	450円
2局所1回につき	900円
3局所1回につき	1,350円
4局所1回につき	1,800円
5局所1回につき	2,250円

注 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料1

1局所1回につき	2,750円
2局所1回につき	3,200円
3局所1回につき	3,650円
4局所1回につき	4,100円
5局所1回につき	4,550円

② 訪問施術料2

1局所1回につき	1,600円
2局所1回につき	2,050円
3局所1回につき	2,500円
4局所1回につき	2,950円
5局所1回につき	3,400円

③ 訪問施術料3

(3人～9人の場合)

1局所1回につき	910円
2局所1回につき	1,360円
3局所1回につき	1,810円
4局所1回につき	2,260円
5局所1回につき	2,710円

(10人以上の場合)

1局所1回につき	600円
2局所1回につき	1,050円
3局所1回につき	1,500円
4局所1回につき	1,950円
5局所1回につき	2,400円

注1 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 温罨法を(1)又は(2)と併施した場合

1回につき 180円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、300円とする。

(4) 変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合

1肢1回につき 470円加算

注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。

(5) 往療料

1回につき 2,300円

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(6) 施術報告書交付料 480円

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について」新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 <u>1, 950円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 <u>2, 230円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>1, 610円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき <u>1, 770円</u></p> <p><u>注1</u> はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき<u>100円</u>を加算する。</p> <p><u>注2</u> <u>特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u></p> <p>(3) <u>訪問施術料</u> <u>訪問施術料1</u></p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>3, 910円</u></p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 <u>1, 780円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 <u>1, 860円</u></p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術 (はり又はきゅうのいずれか一方) の場合 1回につき <u>1, 550円</u></p> <p>② 2術 (はり、きゅう併用) の場合 1回につき <u>1, 610円</u></p> <p><u>注</u> はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき<u>34円</u>を加算する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 4,070円

訪問施術料2

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 2,760円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 2,920円

訪問施術料3

（3人～9人の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 2,070円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 2,230円

（10人以上の場合）

① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,760円

② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,920円

注1 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき100円を加算する。

注2 特別地域の患家で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。

注3 片道16キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認めら

れないこと。

(4) 往療料

1回につき 2,300円

(削る)

注 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(5) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所1回につき 450円

2局所1回につき 900円

3局所1回につき 1,350円

4局所1回につき 1,800円

5局所1回につき 2,250円

注 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として1回につき250円を加算する。なお、片道16キロメートルを超える場合の特別地域加算は、往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(2) 訪問施術料

① 訪問施術料1

1局所1回につき 2,750円

2局所1回につき 3,200円

3局所1回につき 3,650円

4局所1回につき 4,100円

5局所1回につき 4,550円

② 訪問施術料2

(3) 往療料 2,300円

注1 往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(4) 施術報告書交付料 480円

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 350円

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

1 局所 1 回につき 1, 6 0 0 円
2 局所 1 回につき 2, 0 5 0 円
3 局所 1 回につき 2, 5 0 0 円
4 局所 1 回につき 2, 9 5 0 円
5 局所 1 回につき 3, 4 0 0 円

③ 訪問施術料 3

(3 人～9 人の場合)

1 局所 1 回につき 9 1 0 円
2 局所 1 回につき 1, 3 6 0 円
3 局所 1 回につき 1, 8 1 0 円
4 局所 1 回につき 2, 2 6 0 円
5 局所 1 回につき 2, 7 1 0 円

(10 人以上の場合)

1 局所 1 回につき 6 0 0 円
2 局所 1 回につき 1, 0 5 0 円
3 局所 1 回につき 1, 5 0 0 円
4 局所 1 回につき 1, 9 5 0 円
5 局所 1 回につき 2, 4 0 0 円

注 1 特別地域の患者で施術を行った場合は、特別地域加算として 1 回につき 2 5 0 円を加算する。

注 2 片道 1 6 キロメートルを超える場合の訪問施術料及び特別地域加算は、訪問施術を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

(3) 温罨法を (1) 又は (2) と併施した場合

1 回につき 1 8 0 円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、3 0 0 円とする。

(2) 温罨法を (1) と併施した場合

1 回につき 1 2 5 円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、1 6 0 円とする。

<p>(4) <u>変形徒手矯正術を(1)又は(2)と併施した場合</u> <u>1肢1回につき 470円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(5) <u>往療料</u> <u>1回につき 2,300円</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>注</u> 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</p> <p>(6) <u>施術報告書交付料 480円</u></p>	<p>(3) <u>変形徒手矯正術を(1)と併施した場合</u> <u>1肢につき 450円加算</u></p> <p>注 変形徒手矯正術と温罨法との併施は認められない。</p> <p>(4) <u>往療料 2,300円</u></p> <p><u>注1</u> <u>往療距離が片道4キロメートルを超えた場合は、2,550円とする。</u></p> <p><u>注2</u> <u>片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。</u></p> <p>(5) <u>施術報告書交付料 480円</u></p>
---	---